SIPS業界横断EDI-TFの宿題についての報告、並びに提案

2020-11-9

ITC協会共通EDI標準部会

１．流通BMSとの整合検討

1. 情報項目名の整合

下表の①②③について標準ver.4で中小企業共通EDIの情報項目名変更を検討する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 国連CEFACT | SIPS  業界横断EDI | 中小企業共通EDI | |
| ver.3 | ver.4（案） |
|  | Tax. Type. Code | 税種別コード | 税タイプコード | 税種別コード |
| ② | Tax. Category. Code | 課税分類コード | 税区分コード | 消費税区分コード |
| ③ | Tax. Category. Name | 課税分類 | 税区分 | 消費税区分名 |
| ④ | Tax. Calculation. Method. Code | 税計算方式コード | 税計算方式コード | 税計算方式コード |

①は中小企業共通EDIの名称をSIPS業界横断EDI名称と一致させる。

②③は流通BMSの「税区分」④と同名異義語の状態となることを避けるため、変更を検討する。

ただし「金融EDI情報として格納すべき商流情報の整理について」（経済産業省・中小企業庁：2016年12月22日）に「税区分」の名称が記載され、流通業界以外では「税区分」が消費税の税率区分を意味すると認識されていると想定されるので、「税区分」の表記は生かして中小企業共通EDIでは次のように変更することを提案したい。

「税区分コード」→「消費税区分コード」

「税区分」→「消費税区分名」

1. 「注文数量」と「入り数」

大手業界EDI標準の数量表記法には次の２つの方式がある。

【方式１】注文数量、荷姿（包装単位）：ECALGAの方式

ECALGA定義：「包装単位」が示された場合、1回の納入当たり数量や1発注当たり数量は当数量の整数倍になることを示す。

→「数量」をバラと包装単位の両方で利用するので、わかりにくい。

【方式２】数量（バラ）、数量（発注単位数）、発注単位、入数：流通BMSの方式

流通BMSの定義は次の通り

「発注単位」：発注に対する納品バラ数単位。発注最低ロット数。

「入数」：出荷単位の荷姿に入っている数量

中小企業共通EDIの数量についてはこれまで、ECALGA方式を採用していた。

しかし、現在検討を進めている電子インボイス関連メッセージの数量関係情報項目については、国際的な整合性を考慮して国連CEFACT\_CCLに登録されている数量に関する次の情報項目をセットで採用する方向としている。

CIIL(B)\_ Supply Chain\_ Trade Delivery. Product\_ Unit. Quantity：「数量(バラ)」

CIIL(B)\_ Supply Chain\_ Trade Delivery. Package. Quantity：「数量(パッケージ)」

CIIL(B)\_ Supply Chain\_ Trade Delivery. Per Package\_ Unit. Quantity：「入り数」

これらのBBIEは流通BMSの方式に類似しているが「発注単位」の扱いが異なっている。

流通BMSの「発注単位」は「発注最低ロット数」として定義されている。

これに対し国連CEFACTでは「パッケージ当たりの数量」として定義している。

中小企業共通EDIの「数量」関連BBIE定義は国際整合性に配慮して国連CEFACTの定義を採用したい。

数量に関するBBIE日本語名は「数量（バラ）」「数量（パッケージ）」「入り数」を採用したい。

更にこの数量情報項目セットをCIIL以外のメッセージへ展開することが適切なので、これらを共通EDI標準ver.4へ反映することを検討する。

しかし、これを実現するためには国連CEFACT\_CCLの数量に関する情報項目に抜けがあるため、追加の登録が必要。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | CIQL | CIOL | CIDDL | CIIL(B) |
| Requested. Quantity | 〇 | 〇 | 〇 | ― |
| Product\_ Unit. Quantity | ― | ― | 〇 | 〇 |
| Package. Quantity | ● | ● | 〇 | 〇 |
| Per Package\_ Unit. Quantity | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

【凡例】〇：登録済　　●：未登録（追加登録要）　－：利用しない

【追加が必要な情報項目】

CIQL\_ Supply Chain\_ Trade Delivery. Package. Quantity

CIOL\_ Supply Chain\_ Trade Delivery. Package. Quantity

1. 注文履歴番号のCCLマッピング

注文変更に対する注文番号の発番方式には次の2つの方式が利用されている。

【方式1】新規の注文番号を発番

変更前の注文を取消処理して、新しい注文番号を発番する。この場合、注文履歴番号は利用しない。（感覚的にはバージョンアップに近い）

【方式２】注文番号は変更せず、変更枝番を発番

注文番号はそのまま変更せず維持し、変更ごとに枝番を発番する。枝番は注文履歴番号に格納する。（変更枝番の発番は、バージョンアップよりはリビジョンに近い。）

中小企業共通EDIはDocument. Revision\_ Identification. Identifierを採用したい。。

1. 商品の各種特性値の標準化

本件は中小企業の流通業取引の実態に合わせて、どのような区分が利用可能かを見極める必要がある。流通BMSの特性値区分定義の中で、中小企業取引でも利用頻度が高いと考えられる情報項目については、今後採否を検討したい。

尚、本件は流通業界だけの検討テーマではなく、すべての業界について同様の検討が必要と考える。今後の検討課題である。

２．電子インボイスのメッセージ仕様について

1. 電子インボイス推進協議会（EIPA）への日本版電子インボイス共通仕様提案

EIPAは日本版電子インボイス共通仕様の策定を目指して活動している。

EIPAは次の2つを選択肢として示し、一この中から１つを日本版電子インボイス共通仕様とする方針を示している。

【案1】PEPPOL（メッセージ仕様はUBL）

【案２】国連CEFACT\_CIIメッセージ

ITC協会からは、【案３】として業界毎に異なる多様なデジタル適格請求書（電子インボイス）を業界の壁を超えて連携するための変換仕様を日本版電子インボイスの共通仕様とすべきと提案。

1. 中小企業共通EDI電子インボイス仕様\_draftの策定

ITC協会共通EDI標準部会は中小企業共通EDI電子インボイス仕様\_draftを策定。

このdraft仕様で今後1年間の実証検証の実施を予定している。

実証検証結果を反映して、2021年10月に中小企業共通EDI標準ver.4として公開予定。

●共通EDI電子インボイス仕様\_draftの要点

1. 我が国商取引で一般的な月締め請求書に対応するメッセージ
2. 複数エビデンス文書を組合せた複合適格請求書に対応するメッセージ
3. 電子インボイスに付加価値を付与する自動突合に必要な識別キーをメッセージに組込み

●検討課題

1. 仕入明細書に対する受注者の確認返信方法について

→仕入明細回答メッセージ仕様の策定

1. 都度請求書と月締め請求書（複数文書の組合せ）の混在環境への対応

→中小企業共通EDIの電子インボイスメッセージは都度請求書と月締め請求書をひとつのメッセージで対応する仕様としている。

このためには月締め請求書メッセージに複数の都度請求書（ヘッダ部＋明細部）を組み込まなければならない。これを実現するには都度請求書の上位にアッパーヘッダ部を追加することにより可能となる。

また、電子インボイスによる完全な自動突合を行うためにはエビデンス文書の明細情報が必要になるが、一つのメッセージに明細情報を包含することにより、自動突合が容易に行えるようになる。

今後このメッセージ仕様を実装した業務アプリ間で、期待通りの自動突合が実現するかを実証検証することを予定。